

平成 28 年 2 月 5 日

内閣府公益認定等委員会

公益財団法人日本ライフ協会に関する勧告について

目 次

勧告の概要	1
行政庁に対する勧告書	2
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	5



内閣府

平成 28 年 2 月 5 日
内閣府公益認定等委員会

公益財団法人日本ライフ協会に関する勧告について

内閣府公益認定等委員会は、本日付けで、行政庁（内閣総理大臣）に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 46 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

（勧告の概要）

行政庁は、公益財団法人日本ライフ協会の公益認定を取り消すこと。

〔本勧告を受け、今後、行政庁において、公益認定法等に基づき手続が進められること〕
となります。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（抄）
（委員会による勧告等）

第四十六条 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。

【本件問合せ先】

内閣府公益認定等委員会事務局
 党、石塚

TEL：5403-9538（直通）

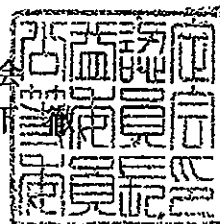
FAX：5403-0231



府 益 第 160 号
平成 28 年 2 月 5 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会
委員長 山下



勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 46 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A004352
- (2) 法人の名称：公益財団法人日本ライフ協会
- (3) 代表者の氏名：濱田 健士
- (4) 主たる事務所の所在場所：
東京都港区芝四丁目 11 番 3 号 芝フロントビル 3 階

2 勧告の内容

公益財団法人日本ライフ協会（以下「当該法人」という。）については、以下に述べるとおり、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号に該当するため、行政庁において、当該法人の公益認定を取り消す措置をとること。

3 理由

当該法人に対しては、平成 28 年 1 月 15 日に、公益認定法第 28 条第 1 項の規定に基づき、二者契約の預託金を早急に確保するための「回復計画」の策定等を行うよう勧告（平成 28 年 1 月 15 日付け府益担第 76 号）を行ったところである。

その後、同年 1 月 29 日に、公益認定法第 27 条第 1 項及び第 59 条第 1 項の規定に基づき、同勧告の前提条件等が変化した場合等について報告を求めた（平成 28 年 1 月 29 日付け府益第 131 号）ところ、当該法人から、平成 28 年 2 月 1 日付けで大阪地方

裁判所第6民事部に対し民事再生手続開始の申立て（以下「再生申立て」という。）を行い、同日、裁判所が保全管理を命ずる決定（平成28年（再）第3号 再生手続開始申立事件）をしたとの報告があった。

当該法人からの報告によれば、勧告後に明らかになった事実として、以下が認められる。

- 1 平成27年11月30日現在、負債総額約12億3,723万円、これに対する資産総額約11億9,526万円で、約4,198万円の債務超過となっていること
- 2 平成28年1月の収入約916万円、支出が7,030万円で、毎月6,000万円程度の赤字の発生が想定されていること
- 3 当該法人が保全している預託金の一部を構成していると考えられていた定期預金1億7,000万円が第三者の借入金の担保に供されていたこと
- 4 平成28年1月19日時点における預託金不足額は約4億8,018万円であること
- 5 平成28年2月1日時点において保全されている預託金残高は約3億3,749万円であり、当該法人の現在の状況が続けば、これも費消されてしまうことが想定されていること
- 6 新しいスポンサーを見つけ、事業を承継し、再建することが妥当であると考えていること

また、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条によれば、債務者は、債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき又は債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときに、再生手続開始の申立てをすることができるとされているところ、当該法人が再生申立てを行った事実は、当該法人が自ら「債務者が破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき、又は、債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき」に該当していると判断したことを示している。

公益認定法第5条は、公益認定の基準として18の基準を設けており、このうち、同条第2号において、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることが必要とされている。「経理的基礎」については、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める審査基準である「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月（平成25年1月改訂）内閣府公益認定等委員会）において、財政基盤の明確化が求められている。

上記1～6の事実に基づき検討すると、再生申立ては、当該法人の債務を肩代わりしてくれる者の登場を待つことに等しく、そのような者が現れない場合、当該法人がその公益目的事業を今後とも継続して実施するためには、今後、作成される再生計画において、債権者から多額の債務の減免等を受けることが不可欠と言わざるを得ない。

このように、民事再生手続により、債務の肩代わりをしてくれる者が登場し、又は債務の減免等を受けなければ事業を継続できないような公益法人については、明確な財政基盤があるとは言えず、公益認定法第5条第2号に規定する公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有しているものであると認めることはできない。

平成28年1月15日付け勧告に基づく「回復計画」等の策定及び報告に関する行政庁への回答期限は同年2月29日であったが、上記を踏まえれば、その回答を待つまでもなく、当該法人が経理的基礎を失っていることは明らかである。

以上のことから、当該法人は公益認定法第29条第2項第1号が規定する「第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき」に該当するため、公益認定を取り消すことが妥当である。

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

